

長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例に基づく 人権救済勧告（事案1）への対応について（案）

心の支援課

1 勧告概要

事案	申出人：当該児童及び保護者 申出内容：当該児童が小学校在籍時にいじめ被害を訴えて長期の不登校になったことに対する人権救済
内容	長野県教育委員会は、 1 当該小学校及び当該市町村教育委員会に対し、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省：平成29年3月）」及び「いじめ防止等のための基本的な方針（長野県：平成30年3月改定）」の徹底実施を求めること。 当該小学校及び当該市町村教育委員会に対し、本件について、再度資料を精査し、再評価を行うよう求めること。 2 ガイドライン及び基本方針に従ったいじめ防止対策を各学校が適切に実施できるよう、体制の整備と研修機会の充実を図ること。

2 県教育委員会の対応

(1) 当該小学校及び当該市町村教育委員会に対する要望について

当該小学校及び当該市町村教育委員会に対して、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省：平成29年3月）」及び「いじめ防止等のための基本的な方針（長野県：平成30年3月改定）」の徹底実施を求めるとともに、当該案件について再度資料を精査し、再評価を行うことを要望する。

(2) いじめ防止対策の推進について

引き続き、ガイドライン及び基本方針に沿ったいじめ防止対策を各学校が適切に実施できるよう、体制の整備と研修機会の充実を図っていく。

<体制整備の取組>

- ・各学校の「学校いじめ防止基本方針」の確認と徹底
- ・教育相談体制の充実

<研修機会の充実>

- ・文科省によるいじめ問題に関する行政説明会の実施
- ・いじめ・不登校地域支援事業地区推進会議の開催
- ・県政出前講座を活用した啓発活動 等

【対応の考え方】

- ◆ガイドライン及び基本方針に沿って当該事案に関する資料を確認した上で、当該小学校及び当該市町村教育委員会に対する要望内容を決定した。
- ◆勧告内容2については、これまでも体制整備や研修機会の充実に取り組んできたところであるが、県内のすべての学校及び市町村教育委員会に対して、更なる徹底を図ることが重要である。

要 望 書 (案)

令和5年(2023年)8月 日

(当該市町村教育委員会教育長) 様
(当該小学校長) 様

長野県教育委員会教育長

令和3年8月17日付けで長野県子ども支援委員会が貴市教育委員会に協力依頼をした事案について、別添のとおり令和5年3月13日付けで、同委員会から勧告を受けました。

つきましては、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例第18条第5項第2号の規定により、次の措置を要望します。

当該小学校及び当該市町村教育委員会は「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省：平成29年3月）」及び「いじめ防止等のための基本的な方針（長野県：平成30年3月改定）」を徹底実施するとともに、当該案件について再度資料を精査し、再評価を行うこと。

(問合せ先)

担 当 心の支援課生徒指導係 召田、山寺
電 話 026-235-7436
F A X 026-235-7484
電子メール kokoro@pref.nagano.lg.jp

長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例に基づく 人権救済勧告（事案2）への対応について（案）

義務教育課

1 勧告概要

事案	申出人：当該生徒及び保護者 申出内容：当該生徒が中学校在籍時において部活動顧問から受けた体罰等による人権侵害の救済
内容	長野県教育委員会は、 1 当該中学校及び当該市町村教育委員会に対し、客観性、中立性、公平性、専門性が担保された組織による可能な範囲での再調査を要請すること 2 再調査結果に基づき体罰行為を再度、評価認定すること 3 当該中学校及び当該市町村教育委員会に対し、当該生徒に対しての十分なケアを行うよう求めること 4 再発防止の取組を進めること

2 県教育委員会の対応

(1) 再調査について

本事案については、これまで、県教育委員会と市町村教育委員会が連携して対応していることから、県教育委員会が、客観性、中立性、公平性、専門性が担保された第三者による調査組織（以下「調査委員会」という）を設置し、子どもの人権救済の観点から再調査を行う。

また、県教育委員会は、当該中学校及び市町村教育委員会に対し、調査委員会による再調査に協力するよう要望する。

(2) 再度の評価認定について

県教育委員会は、再調査の結果、新事実が認定された場合には再度の評価認定を行う。

(3) 当該生徒に対するケアについて

県教育委員会は、当該中学校及び市町村教育委員会に対し当該生徒の意向を踏まえたケアを行うよう要望する。

(4) 再発防止の取組について

県教育委員会が取り組んでいる体罰防止研修等により、体罰事案は激減している。

県教育委員会は、調査検証結果を踏まえ、各学校において子どもの人権尊重の視点に立った学校運営が徹底されるよう、現在行っている研修の適切性を確認しながら、体罰根絶に向けた研修を引き続き実施する。

【対応の考え方】

- ◆本事案に関して、当該中学校及び市町村教育委員会は、生徒や保護者の意向に配慮しながら対応してきており、全校生徒、保護者へのアンケートや関係生徒、関係職員への複数回にわたる聞き取り調査等により広く事実関係を把握した。
- ◆県教育委員会は、それらの調査結果に基づき、当該部活動顧問教諭が、部活動指導において日常的に体罰を行っていたことを認定し、体罰・暴言の程度、傷害の有無、被害生徒数、継続性等により量定を判断した上で、厳正に当該教諭の処分を決定している。
- ◆当時の調査及び処分は妥当なものであったと考えるが、子ども支援委員会が、「当該生徒が中学校卒業後もなお心的外傷後ストレス障害（PTSD）に苦しんでいる」と指摘していることから、子どもの人権救済の観点から、再度、調査委員会による調査及び検証を行う。

要 望 書 (案)

令和 5 年(2023 年) 8 月 () 日

(当該市町村教育委員会教育長) 様
(当該中学校長) 様

長野県教育委員会教育長

令和 3 年 8 月 27 日付けで長野県子ども支援委員会が貴教育委員会に協力依頼をした事案について、別添のとおり令和 5 年 3 月 13 日付けで勧告を受けました。

つきましては、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例第 18 条第 5 項第 2 号の規定により次の措置を要望します。

- 1 子どもの人権救済の観点から、本事案について再調査を行うために県教育委員会が設置する客観性、中立性、公平性、専門性が担保された第三者による調査組織の調査に協力すること
- 2 当該生徒の意向を踏まえた十分なケアを行うこと

(問合せ先)

担 当 義務教育課 加藤、清水

電 話 026-235-7424 (直通)

FAX 026-235-7494

E メール gimukyo@pref.nagano.lg.jp